

早川町住宅取得補助金

活力ある地域づくりの推進に資するため、町民又は移住者が町内に定住する意思を持って自ら居住するための住宅を建築又は購入する場合に要する経費に対し、補助金を交付します。

▶補助金の交付対象者

補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する方とします。

- ① 町内に定住する意思を有し、申請日において18歳以上40歳未満の方（40歳以上の方でも、同じ世帯に40歳未満の配偶者がいる場合は可）
- ② 取得住宅の共有持分を2分の1以上有する方
- ③ 町税等を滞納していない方（同じ世帯に属する方全員）
- ④ 暴力団員でない方（同じ世帯に属する方全員）

▶補助金の交付対象経費及び補助金額

- ① 新築住宅の建設又は購入に要する経費（当該新築住宅の敷地の購入費を除き、1,000万円以上のもの）
- ② 中古住宅の購入に要する経費（当該中古住宅の敷地の購入費を含み、100万円以上のもの）

補助金の区分	交付要件	補助金の額	
基本額	上記補助金交付対象者と同じ	新築住宅	100万円
		中古住宅	25万円
配偶者加算	同じ世帯に配偶者がいる場合	新築住宅	100万円
		中古住宅	25万円
子育て支援加算	同一世帯に18歳以下の者又は出生予定の者がいる場合	18歳以下の者又は出生予定の者1人につき10万円	

▶補助金交付の流れ



※この補助金は、予算の範囲内で交付します。予算の範囲を超えた場合は、申請の受付を終了する場合があります。

【住宅取得補助金 Q & A】

Q 1 : 建て替えのため同じ敷地内に住宅を新築します。補助金の交付対象になりますか。

A 1 : 年齢要件等、対象者の条件を満たす場合は、対象になります。

Q 2 : 親が建てた住宅を、子どもが購入しました。補助金の交付対象になりますか。

A 2 : 同一の世帯の者の3親等以内の親族からの取得は対象となりません。

Q 3 : 親と共有名義で家を取得しました。夫婦の持ち分は10分の6で、親は同居しません。補助金の対象になりますか。

A 3 : 対象になります。居住する世帯員全員の持ち分が2分の1以下である場合は対象になりません。

Q 4 : 新築住宅取得補助金の交付を受けた場合、税金はかかりますか。

A 4 : 住宅取得補助金は、所得税法上「一時所得」として扱うことになります。一時所得の金額の計算には50万円の特別控除があり、50万円を超える場合には、その超える部分の1/2が課税対象となります。詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。

Q 5 : 新築住宅取得補助金の交付を受けると、確定申告で住宅借入金等特別控除を受ける場合、新築住宅取得補助金は、補助金等の額として住宅の取得等の対価の額から控除する必要がありますか。

A 5 : 控除する必要があります。平成23年度の税制改正に伴い、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結し、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合には、その住宅の取得等の対価の額又は費用の額は、その補助金等の額を控除した額とすることとされています。詳しくは税務署にご確認の上、申告してください。

Q 6 : 補助金の対象となった住宅から転居又は売却したときは、補助金を返還しなくてははいけませんか。

A 6 : 補助金の交付を受けた方が補助金の交付を受けた日から起算して5年以内に補助金の対象となった住宅から転居し、又は当該住宅を売却若しくは譲渡したときは、既に交付した補助金の返還を求めることになります。